

広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十二月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十五号

広島県健康福祉センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県健康福祉センター設置及び管理条例（平成四年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「についての啓発及び普及」を「に寄与する団体の研修室等（別表に掲げるセンターの施設をいう。以下同じ。）の利用」に改め、同条第二号から同条第七号までを削り、同条第八号を同条第二号とする。

第四条第二項第一号を次のように改める。

一 センターの施設及び設備の維持及び修繕に関すること。

第四条第二項第二号中「センター」を「研修室等」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「センター」を「研修室等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第七条第一項中「別表に掲げるセンターの施設（以下「別表の施設」という。）（）」を「研修室等」に改める。

第八条第一項及び第九条第一項中「別表の施設」を「研修室等」に改める。

第九条第二項中「の施設」を削る。

第十条、第十一条及び第十二条第一項第一号中「別表の施設」を「研修室等」に改める。

第十六条中「センターの施設」を「研修室等」に改め、「施設の」を削る。

別表中「第七条―第十二条」を「第三条・第九条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。